

随意契約の結果

【令和元年8月分】コンサルタント業務

独立行政法人都市再生機構西日本支社

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名 及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
01-堺市原池公園【第3期】 公園整備変更設計業務	分任契約担当役 西日本支社総務部長 秋田 勝広 大阪府大阪市城東区森之宮1- 6-8 5	令和1年8月23日	(株)オオバ 東京都千代田区神田錦町3 -7-1	9013201001170	7,680,200円	7,590,000円	98.8%	本公園については、当機構が堺市から受託し事業を進めているが、令和、堺市より工事の一部追加の委託を受けたこと、また、現地取合い等により原設計の一部変更の必要となる。これは、原設計との継続性を必要とし密接不可分で責任範囲を明確にする必要があることから、原設計を実施した者に会計規定第5.1条第3項第三号の規定に基づき特命随意契約を行ったものである。	-			-	
01-高槻市安濃遺跡公園（東 エリア）変更設計業務	分任契約担当役 西日本支社総務部長 秋田 勝広 大阪府大阪市城東区森之宮1- 6-8 5	令和1年8月27日	(株)地球号 大阪府大阪府中央区北浜東 6-6	8120001084270	8,398,500円	7,700,000円	91.7%	当機構が高槻市の同意を得て直接施行により実施している『高槻市安濃遺跡公園施設整備』にて、高槻市から『公園施設の追加及び園内設置施設の仕様見直し』の要請があった。これに伴い、既設計の一部変更が必要となるが、これらは既設計と密接不可分で責任範囲を明確にする必要があり、かつ、継続性が求められるため、既設計業務を実施した者に会計規定第5.1条第3項第三号の規定に基づき特命随意契約を行ったものである。	-			-	